

近世日本における飢饉と仏教

小島惠昭

—

いま日本では飽食の時代といわれて、日本人は食糧不足による飢餓を忘れてしまっている。しかし地球では、いまだに飢餓に苦しんでいる人びとが多くいる。一方、日本はアメリカからコメ市場解放を求められている。日本がそれを拒否する理由としているのは、日本人の主食であるコメの自給自足体制を維持しなければならないということがある。それはこれまで日本人が歴史上にいくどともなく経験してきた飢饉の恐怖に対応したことであると思う。

飢饉とは食物、とくに常食が乏しくなり、飢え死にする人がでてくることをいう。餓死者がするのは食糧不足で栄養状況が悪く、衛生状況が不良になり、ここへ疫病が流行して多くの人が死ぬからである。飢饉と疫病の流

行とはともなつて起ころるものである。飢饉の起ころる主な理由は気象異変で、日本の飢饉は主食のコメのできが悪いときに起こつた。また気象状況が悪い年に起きたものばかりでなく、戦乱による世情不安にともなつて生じる飢饉も起こつたこともある。思えば、それは最近アフリカ諸国での内戦によつて生じてゐる飢饉に似ている。

食糧が不足して飢饉になると、飢餓に苦しむ浮浪者が多くなる。このような難民を救うために御救小屋おずい／おたすけといふ小屋がけの場所を設けて、衣食を与え施療を加えることが江戸時代に幕府や諸藩によつて行われた。このほかに飢饉に対応する政策が江戸時代に為政者によつて行われた。飢饉に対応する政策すなわち荒政には、事前策・当事策・事後策があるが、このうち当事策が救荒である。とくに御救小屋のように「御救」を付けていう事業を御救政策とよぶ。今日でいう社会事業の一端である。⁽¹⁾

ところで、筆者は『名古屋別院史』編纂の過程で、真宗大谷派名古屋別院所蔵史料のなかに尾張藩の御救政策をめぐる出来事を記述する文書を発見した。⁽²⁾それはわずかに四通ではあるが、尾張藩の御救政策についてのみならず、当時の仏教者の慈善救済に対する認識を示しているように思える。それゆえに尾張藩の御救政策への仏教者の対応を端緒として、近世日本の飢饉時における仏教者の救済觀を論述してみたい。

—

はじめに、四通の名古屋別院所蔵史料を翻訳すると次のようである。

〔史料I〕

「縣所輪番(端裏書)」

長休寺 寺社奉行所

□□□」

其懸所脇御救小屋之儀、今月限二而粥差遣候儀、為差止相成筈候付而者、右小屋為取拂可申處、暫勘弁之次第も有之候付、先々締附置暫之内其候為差置候間、町奉行申越候条可被得其意候、依申入候、以上

八月廿日

〔史料II〕

當節諸價沸騰ニ付、貧民共日々産業當候丈け二而者、生策之方便も不相立、乍左一時非人之業を以、漸く取続候者、多分之趣ニも相聞、往々餓殍を顯し候儀ニ而者、御不便ニ思召候付、窮民御救之為、貧院病院御取建相成、銘々手馴候職業為致、右之潤沢を以、帰籍為致候様ニとの御事ニ而、寔難有御主意ニ付、右両院御取建之場所、專吟味中ニ候處、何分日々流民相増候折柄、彼是消日ニ相移候而者、折角之御仁慈も徹底不致候付、不日両院御取設ニハ可相成候得共、今当分其坊中山門外学寮井講中会所等を以、右仮場所ニ御設之儀申上候處有ハ、門流之者とも集会之便宜ニ寄、取建有之儀ニハ可有之候得共、御救筋ハ別段之事に付、替席之儀ハ如何様共坊中おいて取設、全暫時之内、御借上ニ取計候様にとの御事ニ候、右ハ前書段ニ難有御主意之趣、法類中江も相諭達ニ、御請書指出候様可被致候

九月

〔史料III〕

〔端裏書貧院病院〕

懸所輪番

長休寺江」

貧院病院被開方付、追々申談候次第有之候處、其北火除地相應之仮建物補理御貸上致度旨、申立之趣有之、右御救助筋之儀、深被心得諭方尽力之上々、右之通御請被申立候段、先以至誠之次第奇特之至候、就而ハ北裏之儀ハ樹蔭二而、寒凍之凌不行届候間、東南之方而仮建出来候様致度、尤院中規則立方之都合也有之候条、追及差図候上、被補理差上候心得を以、尚門徒共江厚相諭否、至急可被申達候

十一月

〔史料IV〕

〔端裏書午三月〕

〔端裏書貧院建増御談書 懸所輪番江〕

救窮所入貧民相増、建増不取計候ま、而ハ難成運付、右場所北之方江付候地所、御借上相成すハ、寿數之保ハ、場所屋之者候、可被談候

三月

以上、いざれも尾張藩から東本願寺懸所輪番にあてて発給された文書と考えられる。ここでの東本願寺懸所は現在の真宗大谷派名古屋別院のことである。史料II・III・IVの文中では「貧院病院」「救窮所」の名称になつてゐるが、史料Iの文中に記述されている「御救小屋」を指すであらう。このことによつても史料Iと史料II・III・IVは時期が異なるものと考へる。しかいざれも長休寺が懸所輪番に在任中のものである。名古屋別院所蔵の『輪番交替記』によると、長休寺は安政三（一八五六）年から明治三（一八七〇）年まで在任した。したがつて幕末維新时期尾張藩の御救政策をめぐる問題をうかがうことができるるのである。

尾張藩における災異とその救恤については『名古屋市史政治編第一』にまとめられている。それによると、幕末維新时期の尾張藩によつて東本願寺懸所に御救小屋・救窮所が建てられたのは、慶応一（一八六六）年の飢饉時と明治一（一八六九）年の飢饉時であつた。また慶応二年の飢饉については『青窓紀聞』所載の慶応二年十一月七日付け町触が、明治二年の飢饉については『永楽屋御衝状留』所載の明治二年十二月付け町触が、それぞれさきの市史の「史料」に引用されている。

慶応二年十一月七日付け町触は、ほぼ同文のものが『草ノ滴見聞雑割』にも所載されているが、『青窓紀聞』のものには次のような記述がある。

飢寒^ニ迫り、道路^ニ行倒、又^ハ捲々敷乞力^ニも歩行兼候様之者、又^ハ老衰、或^ハ両親等^ニ離レ、養育請候先無之小兒等手当として、東懸所北火除地并新出来町中之切^ニ、御救小屋為御取建相成候間、東懸所北御救小屋之儀^ハ明後九日^タ、新出来町御救小屋之儀^ハ來十一日^タ、毎朝粥宛行、病氣之者^ハ療養方も為取計候間、行

倒候程之難渋之者有之候ハ、所役人々早速奉行所江申出、其余前頭之老人、小兒見当り候ハ、右御救小屋江相越候様可導遣候^③

慶応二年は諸物価騰貴のなかにあつて、冷害と暴風雨による大凶作となつた年であった。幕末維新期の物価は、多少の高下はあつたものの、全般的にみて高騰の傾向にあつた。急騰した物価は翌年にはいったん下落するもの、全体としてはまた高騰していくのが一般的であつたが、慶応の場合には下落することなく、引き続いて騰貴した。そのうえ長州征伐が重なり、世情不安から米価を中心として、物価が天井知れず騰貴していった。

尾張藩では四月ごろから貧困のため餓死者がでる状況となつた。藩は五月一日から広小路の呉服町と伊勢町との間南寄りに、難民のために一日一合ずつ施米する御救小屋を設けた。九月に新米が市場にでても、米価は依然として低落しなかつた。十一月に入ると、飢えに加え、寒さが加わり死者が出始めた。そこで藩はあらたに東本願寺懸所北火除地と新出来町中之切に御救小屋を建てて、行き倒れ・老衰・孤児のために粥を施し、治療養育に当たつた。それはさきの町触に記述することである。

翌三年の夏は豊作であった。そこで藩は御救小屋での施粥を中止することにした。それが史料Ⅰに記述されることであろう。八月限りで、懸所北火除地の御救小屋での施粥は中止されることになつたが、町奉行の意向では御救小屋はしばらくそのまま置きたいということであった。そのことが寺社奉行所から懸所輪番へ伝達されたのである。したがつて史料Ⅰは慶応三年八月二十日付けのものといえよう。

一方、明治二年十二月付け町触は史料Ⅱと同旨のものである。諸物価騰貴のため貧民困窮して食を門に乞うも

のが多い状況となつた。知藩事より米二百石をだされるほか金米が藩より給与されるので、それを資金として窮民御救のために懸所北火除地に救窮所を建てる事になつてゐる。これによつて難民に食料を給し職業を授けることができるから、その他有志の醸金を依頼するといふものである。

明治元年は四月より五月にかけて連日の霖雨のため、尾張・美濃の河川は氾濫して堤防を決壊し、田畠に浸水した。また八月には甚雨のため、名古屋城下にも浸水し、尾張の河川は氾濫して堤防を決壊した。両度の水害のために、藩知行の収穫は減少した。さらに翌二年の夏も霖雨となつた。ましてや戊辰戦争の真最中で、維新の世情不安によつて諸物価が騰貴していた。

史料Ⅱは明治二年九月付けのものであるが、この時点では藩は懸所山門外にある学寮や講中会所などを貧院・病院の仮場所に使用したいと申し込んできている。しかし懸所ではこの件について承服しなかつたようで、懸所北火除地に救窮所を建てる事になつた。そこで十一月、藩は懸所北火除地の仮建物をもつて貧院・病院とするが、そこは懸所北裏の木陰で日当たりが悪いので、是非懸所東南の地に仮建てないと再度申し込んできた。この明治二年十一月のことが史料Ⅲである。史料Ⅳの端裏書には「午三月」とあるから、史料Ⅳは明治三年三月付けのものである。明治三年も難民の救恤が続き、三月には北火除地貧院の建て増しが計画された。

ところで懸所の火除地はその名のとおり、境内への類焼を避けるため設けられたところである。境内の四方に幅十一間四尺五寸（約20m）ずつの空き地があつた。それだけの広さがあつたとしても、北火除地は二重屋根造りの本堂の真裏であったので、日当たりが悪かつた。その地に貧院・病院を仮建てするよりも、学寮や講中会所

がある東南の地を使用する方が環境的にも経済的にもよいと思われたのである。それゆえに藩はその地の使用に関わることをたびたび懸所にいつてきた。しかし懸所はその藩の申出を拒否したため、北火除地貧院の建て増しが計画されるに至つたのである。

三

東本願寺懸所北火除地に御救小屋が建てられたことが知れたが、このことは幕末維新期に始まることではない。『太平談』には次のような記述がある。

天保七申冬より、古渡村東本願寺懸所北広手に、大なる小屋を町奉行所より被取立、行倒の病人、無宿の貧民、男女追込、御救小屋ニ成、毎日粥を給ハる、玄海より乞食役人番屋ニ詰て守之、天保九年に至て此小屋止、申の冬より酉の春迄ハ、餓死人多し、朝出勤の道にて、必是をみぬ事なし、始ハ哀れに思ひしか、後々ハ珍らしかす、見なれて何とも思ひやらぬ様になりたり、五六才より親なしに成て乞食する小兒多く、雨ふる日ハぬれて泣あるく、いと、哀れなり、天保九戌冬迄も此事ハ(4)同し

すでに天保七（一八三六）年から天保九（一八三八）年まで、懸所北火除地に御救小屋が建てられていたのである。天保四（一八三三）年に冷害をうけて凶作になつて、天保五年には米価が高騰して貧民が飢渴に苦しむことがあつた。そこへ天保七年六月再び連日の霖雨となつて冷えこみ大凶作になつて、米価が高騰した。天保八年三・四月ごろには飢饉のうえ疫病が流行し、餓死病死するものが全国的に多くでた。これが「天保の飢饉」であ

る。

そういう飢饉の状況をみかねて、天保八年二月、大坂では大塙平八郎の乱が起った。「四海こんきういたし候ハ、天禄なかくた、ん」の句に始まる長文の檄文を配布し、「救民」の旗印をかかげて、鴻池その他の豪商を軒並み襲つて金穀を路上に散じた。大坂の町での打毀しばかりのみならず、尾張藩のまわりでは天保六年夏西美濃に一揆が起り、笠松郡代を万寿新田の旅館に囲み攻めることがあった。また天保七年九月三河加茂郡に一揆が起つた。天保の飢饉が原因で起つたこれらの打毀しや一揆を記述したのが、『太平談』という書物である。

『太平談』は懸所北火除地に御救小屋が建てられたことのほか、天保の飢饉に当たつての尾張藩の政策を記述している。それによると、領内の米改めが行われ、米価の騰貴に対し適正価格で販売するようとの制令があった。さらに米不足に対して城中の米蔵から糲一万石が米穀商に交付されて廉価で販売させた。また穀類を他領に持ち出すことや酒造りを禁止した。

すなわち、穀物の収量が減り穀類価格が暴騰したばかりか、ついには金で穀物が買えなくなつたためにその対策がとられたのである。まず物価統制令が発布され、買い占め禁止と囲い米の摘發が行われたのであろう。飢饉のおりには、かなり多量の米の囲い込みが行われたので、自家用米を除く余分は当局に差し出させたのである。さらに官米の払い下げによって市場米の増加策が行われたが、この官米は急場をしのぐための備荒貯蓄として領主が蓄えたものである。また穀留といつて自藩内の穀類の不足を増長させないように、藩境を閉ざし監視を厳重にして、穀類の他藩への持ち出しを禁じたり、米を消費するものとして酒造りを禁じたのである。

『凶荒図録』という尾張の士族小田切春江が編し、江戸期から明治にかけての飢饉や凶作の惨状を描写したものがある。これには尾張藩における天保の飢饉の惨状を、

天保七申年は甚しき凶歳にて、翌酉年の春は下民の困窮いふばかりなく、何れの市街村落にも餓死行斃れのあらざるはなかりけり、此時に當りて、官よりハ名古屋広小路に施行小屋を設け、粥を焚き出し、或ひハ米を施されたり、又市中の慈善家ハ夫々申合ひ、金を集めて櫻の町天神社の境内に於て錢を施し、窮民を救いたり⁽⁵⁾

と記述して、施行小屋における施粥の図を描写する。

『凶荒図録』が記述するように、櫻の町天神社の境内において貧民への施行が行われたようである。これについて『金鱗九十九之塵』では、「公よりの命下りて、府下の市中有徳の族、或は大家小家に拘はらず、施物の米金錢等を取束ね、当寺へ持出させ、境内の絵馬堂を施行堂⁽⁶⁾とし」と記述する。藩命によることといえども、城下の慈善家からの米金錢の寄付によつて貧民への施行が行われたのである。「富貴」なるものニ暮らしに余裕のあるものによる慈善救済であった。

四

また『松濤棹筆』の天保八（一八三七）年の条には、次のような記述がある。

下々の者必至⁽²⁾詰り、女共ハ子を召連れ、町々の門⁽²⁾立、乞食⁽²⁾出候事珍らしからず、非人ハ行倒る、者多し、

旧冬ら当春⁽²⁾至て道路之餓死人千五百数ト云噂有之、不慥、徳義三月上旬より同晦日迄出勤之節⁽³⁾道筋にて行倒候者三人を見ル、定リタル道筋にて如此、其余可察之、寺々の門ハ乞食の夜泊りする所のことく心得居しに、夜の間⁽⁴⁾餓死人出来てハ寺の厄介となる故に、並々の寺ハ諸宗共門前⁽⁵⁾垣をして、夜ハ門下⁽⁶⁾非人を不令臥用意なり、僧の心もしれて浅ましき次第也、親ハ詮方なく子を捨る故、十才内外の乞食多し、夜ハ涕泣して哀なり⁽⁷⁾

尾張藩での餓死者が千五百人を越えることになったのは、天保八年三・四月ごろに飢饉のうえ疫病が流行し、餓死病死するものが多くてたためである。死を覚悟した難民は寺院の門前に寝泊りし、そのまま死んで寺僧に弔つてもらうことを期待した。しかし諸宗寺院は門前に寝泊りできないよう工夫する有様であった。このことに対して『松濤棹筆』の筆者は憤慨するが、これは当時の仏教者の慈善救済に対する認識を示していると思う。

わが国における慈善救済の歴史を研究するに当たり、基礎史料を提供するのは辻善之助編の『慈善救済史料』である。これによつて慈善救済史をさぐつてみると、近世初期以降にそれまでの時代とは異なり仏教者による社会事業が少なくなる。むしろ江戸時代における慈善救済史料の記載では、幕命や藩主によつて行われたことがらがほとんどである。

大塩平八郎は陽明学を修め、知己の頼山陽からは「小陽明」と称せられたほど、陽明学者として広く知られた人物であった。またかれはさきの檄文で「大坂之奉行並諸役人とも万物一体之仁を忘れ」「全奉行等之不仁」「道徳仁義を不存拙き身⁽⁸⁾」と記述している。たとえば『古本大学刮目』のなかで「其仁之与孺子而為一体」と記述す

る。かれは「万物一体の仁」を説くのであるが、その「一体の仁」は鳥獸草木にも及ぶものであった。つまりかれの理想社会は血縁的色彩の濃厚な共同体社会であったといえる。しかしその「一視同仁」もあくまでも封建的身分関係は認の上で成立しているものであった。したがつてその政治教化も「徳治主義」の枠をでてはいない。⁽⁹⁾

わが国において行われた慈善救済の活動で、それが為政者によるときは儒教の思想がつよく反映している。近世幕藩体制はその封建的身分関係を正当化するため、儒教の思想を用いた。その儒教の思想によれば、為政者は「徳」あるゆえにその地位を与えられたのであって、民衆に対して「仁」をもって当たるべきであると説いてい。江戸時代は封建社会の現実的身分差別の秩序を認めつつ、儒教倫理観による慈惠政策思想を展開したといえる。

たとえば、弘化三（一八四七）年正月十五日の江戸大火のとき、幕府は米錢医薬を出し、御救小屋を建て、罹災者を救済した。このことを記述した『見聞雑録』に「御仁恵御救小屋⁽¹⁰⁾」とあって、災害時における救済政策は「仁政」とし、為政者の「御恩」としている。民衆の不満がこの儒教倫理観による慈惠政策思想によつて緩和されたと考えられる。

飢饉など災害時における御救小屋の設置は諸藩でもあった。ここでは、「飢饉考」という盛岡藩領内で起こつた飢饉についての編年記録によって、その事例としてみてみたい。

盛岡藩は北の地にてその気象状況の悪さからたびたび飢饉が起きた。そのたびごとに藩は御救小屋を設置していったようである。その設置場所は寺院境内が多くつた。天保四（一八三三）年の飢饉のとき、城下の報恩寺境内

に御救小屋が設置された。それは一棟あたり五間八間の広さで、四壁がなく粟殻で囲んだもので五棟建てられた。一棟の真ん中へ堰を通して、火を炊くようになつており、堰の左右を人が往来できた。また小屋の左右真ん中ごとに仕切りがあつて、男女を分けて収容した。一仕切りあたり二十五人ずつ入ることができ、一棟で四百人も収容できた。また月に三度ずつ風呂が沸かされた。御救小屋の運営は施行奉行以下の役人や用人によつて行われていた。

今回の飢饉に当たつては報恩寺境内に御救小屋が建てられたが、天明三（一七八三）年の飢饉のときは東禪寺境内にも御救小屋が建てられていた。しかるに今回の飢饉に当たつて東禪寺境内に御救小屋が建てられなかつたのは、『飢饉考』に記述される次の経緯の結果であつた。

編者が御救懸りに命じられたのち、東禪寺に参詣することがあつた。参詣後、寺僧が今回の飢饉に当たつて東禪寺境内に御救小屋が建てられれば、それへの手当てで寺が潤うと話した。これを聞いた編者は、

内心大ニ憤怒し、故ハ心得ぬ仰哉、御救小屋ハ飢人御救の為ニシテ、寺を御救の為ニハ非す、御救小屋ハ建有し為ニ寺の潤に成けるとハ何事ぞ、然らハ飢人御救の内を以、寺の余徳ニ為けるや、出家の所業ニハいか、
なり⁽¹⁾

と憤慨した。もつとも手当てで寺が潤うと申出た檀家のものがあつて、それをうけて寺僧が話したことであつた。このとき寺務を預かっていたのは二十六才の青年僧であつた。かれは極貧の寺に対する申出はありがたいことであるが、その余徳によつて寺が潤うことは出家の本意ではないと断つた。かかる青年僧については編者は賞賛し

たが、御救小屋設置に当たっての評議で、東禪寺境内に御救小屋を建てることは飢人御救のためにならないとして、報恩寺境内のみに御救小屋が建てられることに決まった。

ついで天保七（一八三六）年にも、御救小屋が建てられることになった。今回も報恩寺境内に建てる予定でいたが、報恩寺和尚はこれを堅く辞退したため、正伝寺に建てられた。報恩寺和尚が辞退したのは、助命することもできないものが御救小屋に収容される有様であつたからである。

一方、御救小屋に収容された難民に対する、

家職を忘れて吾稟得る所の身を忘れし不行状者斗ニして、天の罪を蒙り、万人之悪ミヲ得し者のミ多分ニして、天か下の余り人ならん⁽¹²⁾

という世評を記述する。儒教倫理観による慈惠政策思想や「富貴」なるもの＝暮らしに余裕のあるものによる慈善救済思想とともに、難民に対する「愚民」「遊民」とする差別思想があつたのである。⁽¹³⁾

五

以上、尾張藩や盛岡藩の事例にみられるように、知識人から仏教者の慈善救済に対する認識について激しい非難があつた。『慈善救済史料』では近世初期以降の仏教者による慈善救済が少なくなるが、このことは近世幕藩体制が整うにつれて、仏教者の役割が寺請制によつて幕藩体制維持の一端を担うこととなつた点と関わる。仏教にも慈善思想があつたが、その特徴点は平等性にあつて、施与するものと、施与をうけるものとの無差別性にあつ

た。ところが近世幕藩体制は差別的な身分関係によつて維持されたものであつた。儒教の身分的救済觀と異なつて、独自の体系をもつものが仏教慈善思想である。しかし歴史社会において仏教慈善思想と現実政治との調和は困難であった。⁽¹⁴⁾そこで仏教者が幕藩体制維持の一端を担うこととなつた近世において、仏教者が慈善救済に関わることに消極的になつてしまつたのであらうか。むしろ仏教者が慈善救済に関わること自体、幕藩權力によつて危険視されたと思う。

さきの名古屋別院所蔵史料で「御救小屋」が「貧院病院」「救窮所」とかわるのは、すでに幕藩權力によつて「御救」が行われる時代ではなくなつてからである。明治となり仏教者が慈善救済に関わることが再び始まる。そのことはここでは紹介しない名古屋別院所蔵史料によつて記述されているが、もう与えられている紙幅も尽きたので論述しない。

註

- (1) 餓饉の歴史について『歴史公論ブックス12江戸時代の餓饉』、中島陽一郎著『餓饉日本史』、荒川秀俊著『饑饉の歴史』、司法省刑事局編『日本の餓饉資料』を参照。
- (2) 名古屋別院史編纂委員会編『名古屋別院史通史編』三七〇—三七二頁に本稿と関わることがらを執筆。
- (3) 名古屋市立鶴舞図書館蔵写本によつて翻譯。
- (4) 名古屋市立鶴舞図書館蔵写本によつて翻譯。
- (5) 名古屋市立鶴舞図書館蔵本によつて翻譯。
- (6) 名古屋市教育委員会編『名古屋叢書第七卷』九七頁。
- (7) 名古屋市教育委員会編『名古屋叢書三編第十卷』一九一頁。
- (8) 辻善之助編『慈善救済史料』五六八頁。

- (9) 吉田久一著『日本社会福祉思想史』二四三—二五七頁参照。
(10) 辻善之助編『慈善救済史料』六〇八頁。
(11) 高橋梵仙編『近世社会経済史料集成第一巻飢饉考』一七七頁。
(12) 高橋梵仙編『近世社会経済史料集成第二巻飢饉考下』二四一頁。
(13) 生瀬克己著『近世日本の障害者と民衆』一五七頁参照。
(14) 吉田久一著『日本近代佛教社会史研究』三一一三二頁参照。

小島 恵昭（本学助教授・真宗学）